

報告第23号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月28日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明10368番地1付近における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月15日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和4年6月21日、安曇野市穂高有明の市道を公用車が走行中、スーパー駐車場から市道に進入した相手車両と接触したことによる自動車事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は、相手運転手の不注意であるが、安曇野市運転手の過失も認められるため、安曇野市の過失を20%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として5,652円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 28 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科七貴 4894 番地先の市道明科 1214 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 24 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和 4 年 7 月 21 日、損害賠償請求者が運転する普通自動車が市道を走行中、道路に 2カ所の舗装の欠損があり、左側の前輪を落としタイヤとホイールを損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備に起因するものの、前方確認等運転者側にも一定の過失が認められるため、安曇野市の過失を 50% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 134,002 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。